

第5章 資源循環型社会の構築

第1節 えひめ循環型社会推進計画

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを見直し、環境への負荷を軽減し、資源を有効に活用することにより、ごみの減量化やリサイクルを進める循環型社会を形成するため、平成12年3月「えひめ循環型社会推進計画」（図1-5-1参照）を策定した。

計画では、環境意識の醸成、リサイクルシステムの形成、環境ビジネスの育成、不法投棄の根絶などの課題を解決するため、廃棄物を発生させないことを第一に、次に使用済み商品の再使用を進め、それでも発生する廃棄物について再資源化を行い、さらに残るものについて適正処理をするという基本方針のもとに、県民、事業者、行政の役割分担を定め、各種の施策の推進に取り組んでいる。

1 えひめ循環型社会推進計画

(1) 計画の策定手法

アンケート調査の実施や県ホームページへの掲載を通じ、事業者や県民の意見を反映するとともに、各界各層で構成する委員会と庁内ワーキンググループによる審議、検討を行い、計画を策定した。

(2) 計画の性格

廃棄物行政を進める上での最上位計画であり、循環型社会を構築するための実施計画である。

(3) 計画期間

循環型社会の構築には長期的な取組が必要であるが、本計画では、平成12年度を初年度とし、平成16年度までの5箇年間で循環型社会への移行期間として位置付け、緊急課題への対応を目指すこととした。

(4) 廃棄物処理の現状と問題点

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、排出量は増加傾向にあり、リサイクル率も全国水準と比較して、低位にある。

また、最終処分場の残容量もしており、産業廃棄物の不法投棄等の問題も発生している。

(5) 循環型社会構築の課題

本県における廃棄物排出量の増加傾向や、一般廃棄物のリサイクル率8.2%（全国平均：10.3%）、産業廃棄物のリサイクル率26.1%（全国平均：37.0%）といずれも全国平均を下回っている現状を打開するとともに、不適正処理のない循環型社会へ移行するための課題を次のとおりとする。

環境意識の醸成

発生の抑制と、限りある資源を有効活用し、環境を守るのは県民一人一人であるという環境意識の醸成が必要である。

リサイクルシステムの形成

平成12年4月完全施行の容器包装リサイクル法、平成13年4月施行の家電リサイクル法の定着と、既存の処理制度にとらわれないリサイクルシステムの形成が必要である。

環境ビジネスの育成

廃棄物の削減や資源・エネルギーの効率化に重点を置いた事業活動を進める環境ビジネスの育成が必要である。

不適正処理の根絶

不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理は、環境破壊の象徴的問題であるとともに、循環型社会への移行を阻害する重大な要因であり、その根絶が必要である。

(6) 課題解決のための基本方針

本県では、循環型社会構築の課題を解決するための基本方針を、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、適正処理（プロパー・ディスポーザル）に置き、生産、流通、消費の各段階における3Rの認識と実践、発生した廃棄物に対する適正処理に重点を置いた循環型社会の形成に取り組む。

発生抑制（Reduce）

製品設計における配慮、製造工程の見直し、過剰包装の抑制、製品の長寿命化、修理・修繕、性能・機能の向上などによって、発生する不用物の量を抑制

再使用（Reuse）

製品・部品のリユース、容器等の繰り返し利用などによって、発生する廃棄物の量を抑制

再資源化（Recycle）

使用済み製品や生産に伴う副産物として排出されたものを、原材料又はエネルギーとして利用し、最終処分量を削減

適正処理（Proper・Disposal）

廃棄物の処理に伴う環境への影響を最小限に抑制するとともに不法投棄を根絶

(7) 計画の目標

本県における平成16年度の目標値を、3RとPDの実践を前提に、表1-5-1、1-5-2のとおり設定する。

一般廃棄物の減量・リサイクル量・最終処分量の目標

表1-5-1

区 分			平成8年度実績	平成16年度目標	参考（平成17年度）	
					県目標	国目標
減 量	排 出 量	千トン	586	576	平成8年度比 2%	平成8年度比 2%
	減 量 率	%	-	1.7		
リサイクル	リサイクル量	千トン	47	106	リサイクル率 19.2%	リサイクル率 19.0%
	リサイクル率	%	8.2	18.4		
最終処分	最終処分量	千トン	143	91	最終処分率 14.8%	最終処分率 15.0%
	最終処分率	%	24.4	15.8		

産業廃棄物の減量・リサイクル量・最終処分量の目標

表 1 - 5 - 2

区 分			平成 8 年度推計	平成16年度目標	参考（平成17年度）	
					県目標	国目標
減 量	排 出 量	千トン	10,344	10,328	平成 8 年度比 0.2%	平成 8 年度比 8 %増量
	減 量 率	%	-	0.2		
リサイクル	リサイクル量	千トン	2,699	3,835	リサイクル率 38.3%	リサイクル率 48.0%
	リサイクル率	%	26.1	37.1		
最終処分	最終処分量	千トン	2,338	1,216	最終処分率 10.9%	最終処分率 8.0%
	最終処分率	%	22.6	11.8		

注 本県では、脱水による減量化率が大きい製紙スラッジ等の汚泥の発生割合が高いため（本県60.3%、全国47.7%）、リサイクルの目標が国と比べて低率となっている。

(8) 県民・事業者及び行政の役割

県民の役割（循環型社会をかたちづくる主役としての県民）

県民は全て、日常生活の中でごみを排出しており、ごみ問題の直接の原因者であることから、県民には、自らの日常生活におけるひとつひとつの行動が、循環型社会の構築につながるという認識を持ち、行動するという役割を分担する。

事業者の役割（自己処理責任を認識し、自主的に取り組む事業者）

事業者は、特に産業廃棄物については、その処理責任は自己にあること(自己処理責任)を認識し、循環型社会の構築に向け、発生抑制、再使用、再資源化に、自主的に、積極的に取り組むという役割を分担する。

行政の役割（県民・事業者の自主的な取組を支援する行政）

行政は、県民や事業者の、循環型社会の構築に向けた取組を全力で支援するとともに、率先的な行動を実践する。

(9) 循環型社会構築に向けての主要施策

計画の目標を達成するための県民、事業者、行政の役割が円滑に果たされるよう、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動に応じた、効果的な施策を総合的に展開する。

主要施策の取組み状況は、表 1 - 5 - 3 のとおりである

えひめ循環型社会推進計画の基本フレーム

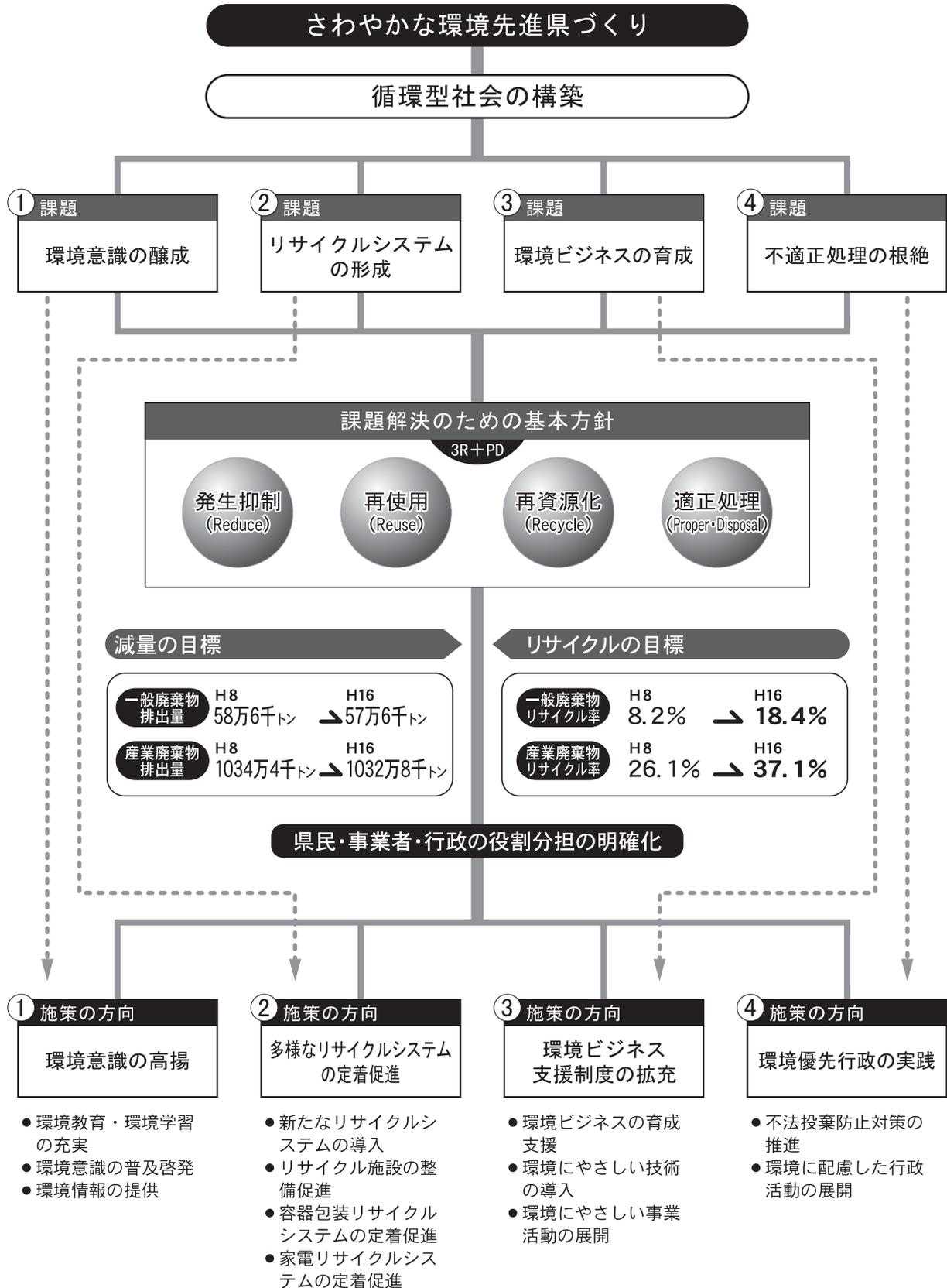


表1 - 5 - 3 「えひめ循環型社会推進計画」主要施策の取組状況

施策の方向及び施策名	取組み内容又は現状
1 環境意識の高揚（12施策）	
・小学生向けごみ問題学習ソフトの作成	ごみ問題を学習できるCD-ROMの作製（12）
・えひめ環境共生100校指定制度の創設	全高校を環境問題実践研究校に指定（13～）、多くの小中学校で生ごみリサイクルを実施
・環境学習センターの設立	エコライフサポートルーム設置（13） えひめエコハウス開設（15～）
・愛媛県リサイクルアドバイザー制度の創設	環境マスター制度の創設（13～）
・リサイクルモデル市町村・地域の指定と活動支援	循環型モデル地域構想策定事業の実施（13）...新居浜、岩城、松前、五十崎
・リサイクル優良家庭顕彰制度の創設	今後の検討課題
・循環型社会推進標語の募集、表彰制度の創設	省エネ・環境標語の募集（13～）、省資源・省エネルギーポスター募集（15）
・リサイクル情報誌「リサイクルえひめ」の拡充	A4版化及び内容の拡充（12～）
・環境NPOの育成と活動支援	NPOマネジメント講座などでNPO活動支援（12～14）
・県民の環境意識度チェックの実施	環境家計簿の作成・配布（13～15）
・えひめ環境情報ネットワークの整備	環境地理情報システム（12～）
・リサイクル情報データベースシステムの整備	県庁ホームページ内に「えひめの循環型社会づくり」のページを掲載（16～）
2 多様なリサイクルシステムの定着促進（17施策）	
・ごみ処理有料化の定着促進	59市町村で定額制や指定袋制
・デポジット制度の導入促進	循環型社会構築四国連携推進協議会の中で研究中
・有用性廃棄物地域内循環システムの導入支援	家畜糞尿及び生ごみ処理施設整備<内子町>（14）
・オフィス町内会制度の普及促進	「えひめエコリーグ」が古紙を回収して再生紙に加工・販売
・地域ゼロエミッション推進組織の設置	愛媛県エコタウン構想検討委員会（13）
・リサイクルショップ認定制度の創設	資源循環モデル認定事業で優良循環型事業所を認定（13～）
・市町村リサイクル施設の計画的整備	廃棄物処理施設整備事業により助成
・家庭ごみ分別排出ヤードの設置促進	容器包装リサイクル分別収集先進的市町村支援事業（国補）
・リサイクル資源物流センターの設置	容器包装リサイクル法の施行により指定法人ルートが確立
・地域ゼロエミッション施設の整備促進	「えひめエコランド構想」の具体化に向け取り組み中（13～）
・PFI方式による一般廃棄物処理施設の整備	具体的事例が出てきた段階で検討
・市町村分別収集計画の達成指導	県・市町村循環型社会推進連絡会議の開催（12～）
・マイバッグ持参運動の推進	マイバッグコンテスト（14）、環境にやさしい買い物キャンペーン（15）でモデルマイバッグ配布
・簡易包装等モデル事業（エコショップ認定）の実施	資源循環優良モデル認定事業で優良エコショップを認定（13～）
・再使用可能容器利用の促進	容器リサイクル法の見直し等国レベルでの対応を含め、今後の検討課題
・家電リサイクル普及啓発リーフレットの作成配布	家電リサイクル普及啓発リーフレットの作成配布（12）
・廃家電中間処理施設の誘致促進	「えひめエコランド構想」の基幹プロジェクトとして誘致活動
3 環境ビジネス支援制度の拡充（19施策）	
・環境ビジネス育成方策検討プロジェクトの設置	環境創造プロジェクトチームの設置（12）、「えひめエコランド構想」策定（13）
・産業廃棄物情報管理システムの構築	県ホームページ等でリサイクル関連情報を提供
・優良産業廃棄物処理業者の育成	産業廃棄物処理業者研修委託（13～メニュー変更）
・環境マネジメントシステムの取得促進	中小企業に対する専門家派遣事業を実施
・優良循環型事業所表彰制度の創設	資源循環優良モデル認定事業で優良循環型事業所を認定（13～）
・産業廃棄物再生利用個別指定制度の創設	産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の制定（12）
・発生抑制技術・再資源化技術の研究	工技センター研究（砕石汚泥利用、古紙再生、ペットボトル再利用等）、農試研究（養液栽培試験等）
・微生物活用技術の研究	環境浄化微生物普及（12～環境）、土壌環境浄化技術開発（16～18農試）
・溶融スラグリサイクル技術の調査、研究	溶融スラグの有効利用方法等の調査研究（12～廃棄物処理センター）
・木質バイオマス利用技術の研究	木質バイオマス高度活用推進事業（13、14）、木質バイオマス循環利用促進体制整備事業（16）
・再資源化技術等研究開発への助成	環境保全全資金融資制度、中小企業振興資金貸付金による支援
・事業所別減量化計画の策定指導	年間1000トン以上の多量排出事業者に作成指導
・商店街リサイクルモデル事業の実施	がんばる商店街支援事業（14）、商店街競争力強化事業（16）で空き缶等回収機の設置を支援
・再資源化設備、施設導入への助成	環境保全全資金融資、中小企業振興資金貸付金の活用
・廃棄物リサイクル製品認定制度の創設	資源循環優良モデル認定事業で優良リサイクル製品を認定（13～）
・廃棄物削減工程導入への支援	環境保全全資金融資、中小企業振興資金貸付金の活用
・商品修復技術導入への助成	環境保全全資金融資、中小企業振興資金貸付金の活用
・圏域別・業種別の減量・再資源化マニュアルの作成	県ホームページ等での情報提供により、事業者の自主的取り組みを促進
・適正な産業廃棄物最終処分場の確保	廃棄物処理施設審査会等における厳正な審査
4 環境優先行政の実践（12施策）	
・不法投棄防止対策組織の強化	「産業廃棄物監視指導機動班」「不法投棄防止対策協議会」による監視指導
・現職警察官配置による監視指導の強化	現職警察官の配置（12～本庁、15～西条・松山・宇和島、16～今治・八幡浜）
・土砂埋立等規制条例の制定	「愛媛県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例」制定（12）
・夜間、休日における巡回監視活動の強化	民間警備会社委託による夜間・休日の巡回監視（12～）
・ポイ捨て禁止条例の制定	新居浜市・内子町・松山市等で条例制定
・産業廃棄物多量排出事業者の監視指導	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等を基に排出抑制・減量化を指導
・県庁への環境マネジメントシステムの導入	本庁で環境ISO取得（14）
・愛媛県環境保全率先行動計画の徹底実施	「愛媛県地球温暖化防止実行計画」（12）、「愛媛県グリーン購入推進方針」（13）を策定
・ペットボトル再生樹脂原材料の作業服の採用	県が調達する作業服については原則としてペットボトル再生品を購入
・公共工事における再生資源の積極的活用	実施要領等に基づき積極的活用（14～）
・公共工事建設残土有効利用システムの構築	システム運用開始（12～）
・愛媛県建設リサイクルガイドラインの改訂	建設リサイクル法の施行に合わせて指針改訂（14）

第2節 愛媛県廃棄物処理計画

1 計画策定の趣旨

経済の発展や産業構造の変化に伴う生産・消費活動の拡大やライフスタイルの多様化により、近年の廃棄物処理は、排出量の高水準での推移、最終処分場の立地難、ダイオキシン類に代表される有害化学物質への不安、不法投棄の増大など様々な問題を抱えている。

県においても、ごみ排出量の増大、適正な処理施設の確保難は深刻な問題となっており、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることが求められている。

このような状況のもとで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5第1項の規定に基づき、「愛媛県廃棄物処理計画」を策定した。

なお、本計画の対象期間は、平成13年度から平成17年度までの5箇年間とし、平成17年度を計画目標年度としている。

2 廃棄物の減量及び処理に関する基本方針と目標

(1) 廃棄物の減量及び処理に関する基本方針

本県の廃棄物処理における主な課題は

- ・排出量の増加傾向
- ・規制強化に対するダイオキシン類対策
- ・不法投棄等の不適正処理の増加傾向
- ・産業廃棄物最終処分場の残容量不足 となっている。

このため、本県の廃棄物の減量及び処理に関する基本方針を、国の基本方針を踏まえて、次のように定めた。

【基本方針】

排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の促進

「えひめ循環型社会推進計画」の基本理念に即し、発生抑制（リデュース）を廃棄物処理における最も優先する政策目標として掲げ、それでも廃棄物として排出されたものについては再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクル）、熱回収（サーマルリサイクル）の順にできるだけ循環的な利用を促進する。

適正処理の確保と不適正処理の防止

発生・排出抑制及び適正な循環の利用を徹底した上で、残された廃棄物についてはそのものの安全化と環境への負荷の低減を確保して適正に処理することを基本とするとともに、不適正処理の防止を図る。

適正な処理施設の確保

循環型社会の構築と不適正処理の増大への緊急措置として、中期的には適正な処理施設の確保とシステムの整備を優先的に進める。特に、産業廃棄物処理体制の確保に当たっては、廃棄物処理センターの活用により、民間による施設整備を補完する。

情報公開と相互理解の推進

県民の環境と廃棄物に対する不安感を伴った関心の高まりに対して、情報公開を一層進め、県民の理解と科学的な知見に基づく認識を深めていくことに積極的に取り組む。

(2) 減量化目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化目標

本県の平成11年度における一般廃棄物（ごみ）排出量は624千tであり、年々増加傾向にある。また、再生利用率は年々増加傾向にあるが、平成11年度は約12%で平成9年度と同様であり、足踏み状態にある。さらに、最終処分量は減少傾向にあるが、最終処分場の確保が益々困難になっていることから、最終処分量を一層削減する必要がある。

こうした課題に対処するため、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の目標年度である平成22年度を見通して、本県の平成17年度における一般廃棄物（ごみ）の減量化目標値を表1-5-4のとおり定めた。

表1-5-4 一般廃棄物（ごみ）減量化目標値 (千t/年)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	599	624	572	554
再生利用率	70	78	114	133
	12%	12%	20%	24%
中間処理による減量	394	442	373	350
	67%	71%	65%	63%
最終処分量	128	106	83	70
	21%	17%	15%	13%

注 「排出量」は集団回収量を含んでいないため、合計は一致しない。

県民1人1日当たりでは (g/人・日)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	1,073	1,123	1,066	1,061
再生利用率	126	141	212	254
	12%	12%	20%	24%
中間処理による減量	707	796	695	671
	67%	71%	65%	63%
最終処分量	230	191	155	134
	21%	17%	15%	13%

現状のままでは... (千t/年)

		平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	千t/年	599	624	635	637
	g/人・日	1,073	1,123	1,184	1,221
再生利用率	千t/年	70	78	92	93
	g/人・日	126	141	171	178
	割合	12%	13%	15%	15%
中間処理による減量	千t/年	394	442	436	438
	g/人・日	707	796	813	839
	割合	68%	72%	70%	70%
最終処分量	千t/年	128	106	106	105
	g/人・日	230	191	197	202
	割合	22%	17%	17%	17%

注 「排出量」は集団回収量を含んでいないため、合計は一致しない。

産業廃棄物の減量化目標

本県の平成11年度における産業廃棄物排出量は9,676千tであり、平成9年度と比較すると49千t増加している。また、再生利用率は年々増加傾向にあり、平成11年度は26.6%である。さらに、最終処分量は1,276千tで減少傾向にあるが、最終処分場の確保がますます困難になっていることから、最終処分量を一層削減する必要がある。

こうした課題に対処するため、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の目標年度である平成22年度を見通して、国の目標値を基本に「えひめ循環型社会推進計画」で掲げた計画目標を比較考慮のうえ、本県の平成17年度における産業廃棄物の減量化目標値を表1-5-5のとおり定めた。

表1-5-5 産業廃棄物減量化目標値 (千t/年)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	9,627	9,676	9,192	9,147
再生利用率	2,326	2,576	3,364	3,622
	24.2%	26.6%	36.6%	39.6%
中間処理による減量	5,724	5,763	5,039	4,824
	59.5%	59.6%	54.8%	52.7%
最終処分量	1,527	1,276	775	687
	15.9%	13.2%	8.4%	7.5%

注 その他量を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

現状のままでは... (千t/年)

	平成9年度	平成11年度	平成17年度	平成22年度
排出量	9,627	9,676	10,113	10,435
再生利用率	2,326	2,576	2,776	2,919
	24.2%	26.6%	28.1%	28.0%
中間処理による減量	5,724	5,763	5,961	6,111
	59.5%	59.6%	58.9%	58.6%
最終処分量	1,527	1,276	1,316	1,342
	15.9%	13.2%	13.0%	12.9%

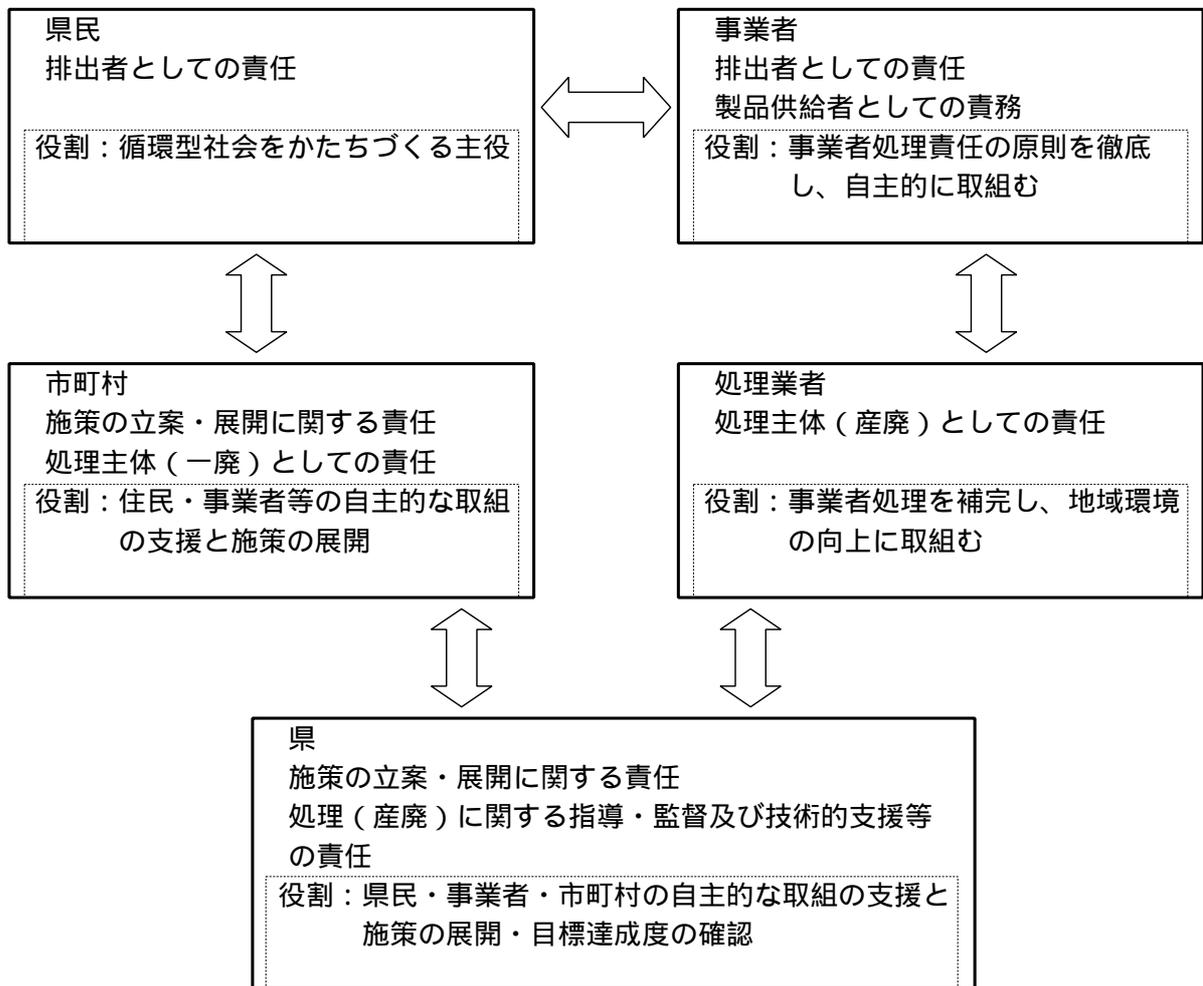
注 その他量を記載していないので、排出量と個々の計とが一致していない。

愛媛県と国の目標の比較 (9年度に対する22年度)

		愛媛県	国
一般 廃棄物 (ごみ)	排出量	約8%削減	約8%削減
	再生利用率	約12%から 約24%に増加	約11%から 約24%に増加
	最終処分量	おおむね半分	おおむね半分
産業 廃棄物	排出量	約5%削減	約12%増加
	再生利用率	約24%から 約40%に増加	約41%から 約47%に増加
	最終処分量	約55%削減	おおむね半分

3 計画推進に向けた関係者の責務と役割分担

県民、事業者、処理業者及び行政は、それぞれの役割を認識し、減量化目標と施策の達成に努める必要がある。



県 民

- ・ごみを出さないライフスタイルの実践
- ・再生品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ・分別収集などリサイクルシステムへの積極的な協力
- ・廃棄物処理に関する正しい理解
- ・行政施策への協力

事 業 者

- ・廃棄物を出さない事業活動
- ・発生抑制・リサイクルに配慮した製品の製造・販売
- ・廃棄物再資源化の促進
- ・グリーン購入・調達の実践
- ・自ら排出した廃棄物の適正処理の実施
- ・マニフェスト使用の徹底

- ・処理施設の安定的確保
- ・行政施策への協力

処理業者

- ・適正な契約、適正処理の遂行
- ・処理施設の安定的確保と維持管理の徹底
- ・処理体制の整備及び組織の強化
- ・減量化・リサイクルの推進
- ・計画的な事業経営
- ・行政施策への協力

市町村

- ・情報の提供、普及啓発の推進
- ・住民、事業者による取組を支援するための仕組みづくり
- ・グリーン購入・調達を含めたりサイクル促進のための取組の実践
- ・一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の検討
- ・公共事業等に係る廃棄物の適正処理の推進
- ・不法投棄防止対策
- ・事業者及び処理業者に対する指導・助言
- ・県の行政施策への協力
- ・住民への啓発

県

- ・処理計画の策定と推進
- ・情報の提供、普及啓発の推進
- ・住民、事業者による取組を支援するための仕組みづくり
- ・事業者及び処理業者に対する指導
- ・グリーン購入・調達を含めたりサイクル促進のための率先行動
- ・不適正処理に対する監視・規制の強化
- ・公共関与による処理事業の推進
- ・情報公開と普及啓発
- ・事業者及び処理業者の資質の向上
- ・公的融資制度の活用
- ・公共事業に係る産業廃棄物の適正処理の推進
- ・ごみ処理広域化の支援

4 廃棄物の減量及び適正処理を推進するための主要施策

基本方針に沿って、以下のような主要施策を実施する。

(1) 排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の促進

- ・環境教育の充実・情報公開などにより、環境意識の普及啓発を行うとともに、処理有料化等の導入によりごみの発生・排出抑制を図る。
- ・モデル事業を推進し、施策の手法や効果について研究を進める。
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法を活用したリサイクルの推進に努める。
- ・事業者自身による排出抑制や再生利用を推進する。
- ・製造段階における廃棄物の削減について、技術導入や研究開発を推進する。
- ・必要施設を広域的に整備し、熱回収や廃棄物燃料製造など、廃棄物の持つエネルギーを新エネルギーとして、有効に活用することを推進する。

(2) 適正処理の確保と不適正処理の防止

- ・一般廃棄物については広域化計画を積極的に推進し、高度な処理施設によりダイオキシン類をはじめとする有害物質の削減や処理の効率化による処理経費の削減を目指す。
- ・産業廃棄物については、優良な産業廃棄物処理業者についての情報提供や育成に力を入れるとともに、ダイオキシン類削減やPCBの適正保管等についての監視指導体制を強化する。

(3) 適正な処理施設の確保

- ・特に産業廃棄物については、民間施設整備を促進し、優良な民間施設に対する融資制度を充実する。
- ・民間による産業廃棄物処理施設を補完するものとして、公共関与による産業廃棄物処理事業を推進する。

(4) 情報公開と相互理解の推進

- ・県民や事業者にごみ排出抑制・リサイクルの手法、取組状況、効果等についての情報が伝わりやすくなるよう、情報誌やインターネットを利用した情報公開の推進に努める。
- ・一般廃棄物・産業廃棄物の処理の情報を積極的に公開し、県民の不安を解消するよう努める。また、事業者による環境報告書の作成や情報の公開を支援する。